

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
住民基本台帳法の規定により指定情報処理機関の名称及び主たる事務所の所在地を変更した件 一五
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の規定により指定情報処理機関の名称及び主たる事務所の変更した件 一五
- 大規模小売店舗の変更に係る届出について意見があった件 一五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 一五
- 土地改良事業を廃止することを適当と決定した件 一五
- 土地区画整理事業計画を変更した件 一五
- 保安林の指定を解除する予定である件 一五
- 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更した件 一五
- 告示
土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 一五
- 農用地保全施設等の管理規程を認可した件四件 一六
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 一六
- 福島県を発注者として競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要資格等を公示する件 一六

告 示

福島県告示第二百十三号

地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第五条第三項の規定に基づき、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十四第三項の届出があったものとみなし適用する同項の規定により、指定情報処理機関の名称及び主たる事務所の所在地を次のとおり変更した。

- 平成二十六年四月一日
- 福島県知事 佐藤 雄 平
- 一 変更後の指定情報処理機関の名称
地方公共団体情報システム機構
 - 二 変更後の主たる事務所の所在地
東京都千代田区一番町二十五番地
 - 三 変更の年月日
平成二十六年四月一日
- （市町村行政課）

福島県告示第二百十四号

地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第七条第二項の規定に基づき、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三十八条第三項の届出があったものとみなし適用する同項の規定により、指定情報処理機関の名称及び主たる事務所の所在地を次のとおり変更した。

平成二十六年四月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 変更後の指定情報処理機関の名称
地方公共団体情報システム機構
 - 二 変更後の主たる事務所の所在地
東京都千代田区一番町二十五番地
 - 三 変更の年月日
平成二十六年四月一日
- （情報政策課）

福島県告示第二百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年四月一日から同年五月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
中町再開発ビル 福島県郡山市中町七番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 - 1 防犯対策への協力にかかる事項
地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、安積疏水土地改良区から平成二十六年三月十七日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十四日認可した。

平成二十六年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第二百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、矢吹原土地改良区から平成二十六年三月十七日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十五日認可した。

平成二十六年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第二百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、請戸川土地改良区が細谷地区土地改良総合整備事業(一般区画整理型)に係る土地改良事業を廃止することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年四月二日から 月二十一日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

双葉町役場

(農村計画課)

福島県告示第二百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、東白川地区に係る県営広域営農団地農道整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年四月二日から 月二十一日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

棚倉町役場、矢祭町役場、塙町役場及び鮫川村役場

(農村計画課)

福島県告示第二百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市岩間町川田九九の一、九九の二、一〇〇の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

二一 解除予定保安林の所在場所

いわき市岩間町川田九九の一、九九の二、一〇〇の一

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第二百二十一号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第九項の規定により、いわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項が記載されたいわき市復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 変更がされた都市計画の種類及び名称

1 種類 いわき都市計画道路

2 名称 一・五・一号小名浜道路

二 新たに都市計画に含まれた土地の区域
 いわき市泉町下川のうち
 字大剣、字境ノ町及び字萱手の各一部の区域

三・四・一 一 号 勿 来 小 浜 線
 いわき市泉町黒須野のうち
 字江越及び字砂利の各一部の区域

いわき市泉町のうち
 字滝ノ沢及び字一町田の各一部の区域

いわき市添野町のうち
 猿田、大町、古防、欠下、兼谷沢、頭巾平及び長沢の各一部の区域

いわき市石塚町のうち
 飯塚及び餅田の各一部の区域

いわき市江畑町のうち
 平前及び堀ノ内の各一部の区域

いわき市高倉町のうち
 田ノ作、札幌及び堤ノ上の各一部の区域

いわき市山田町のうち
 和久、塙、砂方、片岸、窪根、壱丁田、釜谷及び長沢の各一部の区域

いわき市岩間町のうち
 川田、岩下及び竹ノ花の各一部の区域

三 縦覧に供する図書
 総括図、計画図及び計画書の写し

四 縦覧場所
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公 告

公告第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十六年四月一日

土地改良区の名称
 矢吹原土地改良区
 就任した役員

福島県知事 佐藤雄平

役別 氏名 住所
 理事 富永 忠 西白河郡矢吹町大池四五九番地

(農村計画課)

公告第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、土田下堰頭首工管理規程について、平成二十六年三月十八日次のとおり認可した。

平成二十六年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 管理規程を定めた者の名称
 猪苗代町土地改良区

二 管理規程の概要

1 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月十五日から九月四日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期すものとする。

干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

4 その他施設の管理に関する事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(農村計画課)

公告第百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、長瀬頭首工管理規程について、平成二十六年三月十八日次のとおり認可した。

平成二十六年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 管理規程を定めた者の名称
 猪苗代町土地改良区

二 管理規程の概要

1 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月十三日から九月二日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期すものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(農村計画課)

公告第四百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、観音寺頭首工管理規程について、平成二十六年三月十八日次のとおり認可した。

平成二十六年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 管理規程を定めた者の名称

猪苗代町土地改良区

二 管理規程の概要

1 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月十三日から九月二日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期すものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

公告第五百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、岩弓堰頭首工管理規程について、平成二十六年三月十八日次のとおり認可した。

平成二十六年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 管理規程を定めた者の名称

猪苗代町土地改良区

二 管理規程の概要

1 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月十日から九月十一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期すものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(農村計画課)

公告第六百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第三項の規定により、只見川地区に係る県営農林漁業用揮発油燃料源身替農道整備事業の工事は、平成二十五年十二月十九日完了したので公告する。

平成二十六年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

公告第七百号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)第二百七十四条の二第四項の規定により、平成二十六年において福島県を発注者として、競

争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり公示する。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成二十五年福島県告示第六百十三号）に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しない。

平成二十六年四月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

第一 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項に規定する資格（以下単に「資格」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けている者であること。
- 二 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること。
- 三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。

第二 資格及びその有効期間

資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、資格が認定された日から平成二十八年三月三十一日までとする。

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

福島県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入	九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二〇二四一五二二一	

札用度課

福島県中地方 振興局出納室	九六三三八五四〇 目一番一号	福島県郡山市麓山一丁目	〇二四一九三五 一四七二	七五六三
福島県南地方 振興局出納室	九六一一〇九七一 六九番地	福島県白河市昭和町二	〇二四八二二三 一六五四	
福島県会津地方 振興局出納室	九六五一八五〇一 町七番五号	福島県会津若松市追手	〇二四二二二九 五四七二	
福島県南会津地方 振興局出納室	九六七一〇〇〇四 町田島字根小屋甲四二七七番地一	福島県南会津郡南会津	〇二四一六二一 五三五二	
福島県相双地方 振興局出納室	九七五一〇〇三二 錦町一丁目三〇番地	福島県南相馬市原町区	〇二四四二二六 一三〇二	
福島県いわき地方 振興局出納室	九七〇一八〇二六 本一五番地	福島県いわき市平字梅	〇二四六一二四 六〇四三	

第七 資格の審査の結果の通知

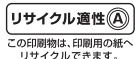
資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 代表者の氏名
 - 三 住所又は主たる事務所の所在地
 - 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
- 第九 この公告に關する問い合わせ先
福島県出納局入札用度課

（入札用度課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行所 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷